

令和6年度

瑞穂町学童保育クラブ

入所案内



令和6年度申請分より、オンライン入所申請での受付を開始しました。

1次受付期間

令和5年11月16日(木)から
令和5年12月28日(木)まで

2次受付期間

令和6年1月4日(木)から
令和6年2月15日(木)まで

3次受付期間

令和6年2月16日(金)から
令和6年3月15日(金)まで

期間限定入所(サマー学童)について

1次受付期間

令和5年11月16日(木)から
令和6年3月15日(金)まで

2次受付期間

令和6年3月18日(月)から
令和6年6月17日(月)まで

集中受付期間

令和5年11月16日(木)～令和5年11月30日(木)

在籍児童のいる世帯に限り、在籍している学童保育クラブで申請を受け付けています。

また、11月16日(木)、30日(木)は役場窓口の夜間開庁(午後8時まで)を実施します。

学童保育クラブは毎年申請が必要です。

申請を忘れないようにご注意ください。

【問合せ先】

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

TEL 042-557-8658



《はじめに》	1
1 入所要件	2
(1) 対象児童	
(2) 保護者の要件	
(3) 利用調整について	
入所基準表	3
(4) 障がい等のある児童について	
2 入所の手続き	4
(1) 申請期間	
(2) 申請場所	
(3) 申請書類	
要件確認のための必要書類	6
3 入所の審査結果	8
4 入所期間	8
5 開所時間	8
6 休所日	8
7 入所説明（動画配信）	8
8 育成料及び行事費の納入	9
(1) 育成料	
(2) 行事費	
9 育成料及び行事費の納入方法	9
(1) 育成料	
(2) 行事費	
10 育成料の減免	10
11 変更手続き	10
12 退所及び入所の取り消し	10
(1) 退所	
(2) 入所の取り消し	
13 学童保険	11
14 メール配信サービス	11
15 期間限定入所（サマー学童）	12
16 その他	12
(1) 学校閉鎖及び学級閉鎖について	
(2) 緊急時の休所について	
◆学童保育クラブ案内図	13
◆特定非営利活動法人わかば（学童保育クラブ運営受託法人）案内図	14

はじめに

学童保育クラブとは

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

(関連条例等)

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例 (平成 26 年 12 月 5 日条例第 13 号)

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例施行規則 (平成 26 年 12 月 26 日規則第 18 号)

瑞穂町学童保育クラブ障害児入所要綱 (平成 15 年 3 月 31 日告示第 63 号)

瑞穂町学童保育クラブ入所判定実施要綱 (平成 20 年 1 月 21 日告示第 7 号)

瑞穂町学童保育クラブの延長保育実施要綱 (平成 27 年 3 月 27 日告示第 54 号)

瑞穂町学童保育クラブメール配信サービス事業実施要綱 (平成 27 年 7 月 1 日告示第 128 号)

瑞穂町では 6 つの学童保育クラブがあります。(場所等は 1 3 ページの案内図を参照)

あすなる学童保育クラブ (五小学区)
あすなる学童保育クラブ分室 (一小学区)
瑞穂第二小学童保育クラブ (二小学区)
瑞穂第三小学童保育クラブ (三小学区)
瑞穂第四小学童保育クラブ (四小学区)
瑞穂西松原学童保育クラブ (四小学区)



事業名	概要	おすすめケース
学童保育クラブ (通常入所) (1~6年生)	・学校がある日は下校時間から午後 6 時 (延長午後 7 時) までの保育 ・土曜日、学校休業日は午前 8 時 30 分から午後 6 時 (延長午後 7 時) まで (<u>ただし、各施設とも児童が降所しだい、閉所となります。</u>) ・利用料金の月額はや育成料 4,000 円、行事費 1,500 円	・午後 5 時頃までの保育が必要な児童 ・低学年の児童
期間限定入所 (サマー学童) (1~6年生)	・学校が夏季休業中の平日及び土曜日の午前 8 時 30 分から午後 6 時 (延長午後 7 時) までの期間限定保育 ・サマー学童の詳細については 1 2 ページを参照	・夏季休業中に限り保育が必要な児童 ・中学年以上の児童

使用する語句の説明

入所^{にゅうしょ} : 学童保育クラブへ入ること ⇔ 退所^{たいしょ} : やめること

登所^{とうしょ} : 学童保育クラブに来ること ⇔ 降所^{こうしょ} : 帰ること

開所^{かいしょ} : 学童保育クラブを開けること ⇔ 閉所^{へいしょ} : 閉めること

休所^{きゅうしょ} : 学童保育クラブのお休み (※児童が休むという意味ではありません。)

1 入所要件

(1) 対象児童

学童保育クラブに入所できる児童は、瑞穂町に住所を有し、小学校に就学している児童であり、その保護者が下記(2)のいずれかに該当することにより、放課後等に当該児童が適切な保育を受けられないと認められる場合です。

また、学童保育クラブは集団生活ができる児童であることが前提とされます。

※児童の状況や特性を把握するために、面談を依頼する場合がありますのでご協力をお願いします。

(2) 保護者の要件は以下のとおりです。

保護者の要件	
就労	就労を常態としていること。
長期疾病・障がい	長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障がいを有していること。
看(介)護中	長期疾病、その他障がいを有している者の看(介)護にあたっていること。
求職中	仕事に就くための面接などを受けるために日中外出することを常態としていること(最長3か月間)。
就学中	就労に伴う準備として技能習得や学校等に通り日中外出することを常態としていること(在学証明等の在籍とその時間帯を証明する書類の提出が必要となります)。
出産	保護者の方が出産予定であること(出産要件での入所は出産予定月と前後2か月の通算5か月間以内)。
育児休業中	保護者の方が育児休業を取得していること(育児休業での入所は出産後1年6か月間以内)。
被災等	震災、風水害、火災、その他の災害により被害を受け、その復旧にあたっていること。

(3) 利用調整について

申請締切後、申請書類を基に保育の必要性を「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」及び「指数調整」に基づき指数化します。指数は、「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」及び「指数調整」の合計(次ページの計①と計②の合計点)となります。空きがある学童保育クラブについて利用調整を行い、指数の高い方から順に学童保育クラブへの入所を決定します。指数が同じ場合は、「優先順位」により決定します。

※詳細については、次ページの表をご覧ください。

瑞穂町学童保育クラブ入所基準表					年度	
項目	類型	細目		指数	父親	母親
①保護者（父親・母親）の就労等の状況	就労	月20日以上	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	10	
				7時間以上が常態	9	
				7時間未満で土曜日の就労がある場合	8.5+(就労時間×0.1)	
				7時間未満	8+(就労時間×0.1)	
		月15日以上20日未満	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	8	
				7時間以上が常態	7	
				7時間未満で土曜日の就労がある場合	6.5+(就労時間×0.1)	
				7時間未満	6+(就労時間×0.1)	
		月15日未満	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	7	
				7時間以上が常態	6	
				7時間未満で土曜日の就労がある場合	5.5+(就労時間×0.1)	
				7時間未満	5+(就労時間×0.1)	
2	求職中	申請日において未決定		3		
3	病気等	病気	入院中	10		
			自宅内で常時臥床又は精神性疾患等で常時自宅療養が必要な場合	10		
			1週間に3日以上通院	7		
			上記以外の自宅療養及び通院で保育が必要と認められる場合	5		
		心身障がい	身体障害者手帳の障害の程度が → 2級以上 愛の手帳の障害の程度が → 2度以上	10		
			身体障害者手帳の障害の程度が → 3級以下 愛の手帳の障害の程度が → 3度以下	8		
4	看護・介護	入院の付添い	入院している家族の付添い	10		
		通院等の付添い	1週間に3日以上通院及び通所等の家族の付添い	7		
		自宅看護	自宅で療養している家族の看護又は介護	5		
5	災害	自身の家屋の滅失、損壊等により児童の保育ができない場合		10		
6	就学等	1日の就学又は技術・技能習得時間の合計	7時間以上が常態で土曜日の就学又は技能習得がある場合	10		
			7時間以上が常態	9		
			日中7時間未満で土曜日の就学又は技能習得がある場合	8.5		
			日中7時間未満	8		
7	不在・不存在	単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁等により父又は母の不在(不存在)		10		
8	出産	入所希望日において、出産予定月とその前後2か月の計5か月間		9		
9	育児休暇中	入所希望日において、出産後1年6か月以内		5		
計 ①						

※要件が2つ以上重なる場合は、特別な事例として審査会で協議する。

②児童等の状況	類型	細目及び指数						
	指数調整	児童の学年	1年生(+10)	2年生(+8)	3年生(+6)	4年生(+2)	5年生(0)	6年生(0)
		入所申請締切日までに育成料の滞納分がある世帯	1か月分(-2)			2か月分(-5)		3か月分以上(-10)
		入所月から11月末までの学童への登所率	50%未満(-1)		25%未満(-2)			
計 ②								

合計(累計)ポイント ①+②				
----------------	--	--	--	--

優先順位	類型	細目	判定
優先順位	①児童の学年	学年が低い者を優先する。	
	②祖父母の状況	児童の保育が可能な祖父母がいない者を優先する。	
		週当たりの午後1時以降の就労時間が長い者を優先する。	
	③保護者の勤務時間等の状況	通勤通学距離の長い者を優先する。	
		1か月の就労日数が多い者を優先する。	
		1か月の就労時間が多い者を優先する。	

※①、②で決定できない場合、③の該当する項目の数が多い方が優先とする。

(4) 障がい等のある児童について

障がいのある児童の入所定員は、各学童の入所定員内で各学童2名です。以下の条件すべてを満たす児童が入所対象です。申請時には診断書、または手帳の写しを添付してください。

条件
・障がいの程度が軽度で、集団生活が可能であること。
・児童が自ら登所するか、安全に配慮し保護者が送迎を行うこと。
・保育中に支援員による投薬や、医療行為を必要としないこと。

※著しく心身に障がいを有する児童や、感染症または悪性の疾患を有する児童は入所できない場合があります。

2 入所の手続き



(1) 申請期間 ※令和6年4月1日入所

集中受付期間（一次申請受付）

令和5年11月16日（木）から令和5年11月30日（木）まで

※集中受付期間【令和5年11月16日（木）から令和5年11月30日（木）まで】に限り、現在学童保育クラブに在籍している世帯は、各学童保育クラブでも申請を受け付けます。児童の保育をしながらの受け付けとなるため、受付完了まで時間がかかる場合がありますがご了承ください。令和5年12月1日（金）以降は瑞穂町役場庁舎1階の子育て応援課保育・幼稚園係の窓口へ直接ご提出ください。

一次申請受付期間

令和5年11月16日（木）から令和5年12月28日（木）まで

二次申請受付期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

三次申請受付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）まで

※入所の決定は先着順ではありませんが、一次申請から審査・決定を行います。申請数が定員を超えた場合は、待機となる場合があります。

●5月1日以降の入所申請について

入所を希望する月の前月15日までに申請書等を提出してください（15日が瑞穂町役場の閉庁日に当たる場合は翌開庁日が期限となります）。

※申請した月の途中からの入所はできません。

(2) 申請場所

受付の場所	受付の時間	受付できない日
瑞穂町役場庁舎 1階 子育て応援課保育・幼稚園係	午前 8 時 30 分～午後 5 時 (11月16日(木)・30日(木)は午後8時まで)	土・日曜日、祝日
各学童保育クラブ (集中受付期間のみ)	午後 2 時～午後 6 時	土・日曜日、祝日

令和 6 年度申請分より、オンライン入所申請での受付を開始しました。詳細は別紙を参照してください。

郵送での提出はお受けしていません。ご不明な点等は事前に子育て応援課保育・幼稚園係までご連絡ください。

(3) 申請書類

全ての申請書類が揃った時点で申請を受け付けさせていただきます。書類に不備・不足があった場合、受け付けられませんのでご了承ください。

【4月からの学童保育クラブ入所申請に必要な書類】

① 学童保育クラブ入所申請書 (水色)	1 通
② 就労証明書等要件確認のための必要書類 (次頁参照)	保護者各 1 通
③ 確認書	1 通
④ 学童保育クラブ育成料減免申請書 (該当する場合提出)	1 通

※令和 6 年度中に就労継続を確認するための書類の提出があります。

※通常入所を申請される方で、確認書の「夏休みについての確認」で「移行する」に○をつけた方は、やむを得ず待機児童になった場合、期間限定入所 (サマー学童) に自動的に移行します (期間限定入所 (サマー学童) については、12 ページを参照)。

【期間限定入所 (サマー学童) の申請に必要な書類】



① 学童保育クラブ期間限定入所申請書 (黄色)	1 通
② 就労証明書等要件確認のための必要書類 (次頁参照)	保護者各 1 通
③ 確認書	1 通
④ 学童保育クラブ育成料減免申請書 (ピンク色、必須)	1 通

※サマー学童は、入所期間、育成料の計算体系が通常入所とは異なるため、減免申請書 (ピンク色) の提出が必要です。必ず申請書と一緒に提出してください。ご不明な点は子育て応援課保育・幼稚園係までご連絡ください。

通常学童のみを希望、または通常学童を希望しサマー学童も視野に入れている方

サマー学童のみを利用したい方

《要件確認のための必要書類》

項目	必要書類と内容
就労	・ 就労証明書 ← <u>就労先の事業所</u> による記入、(令和6年4月入所希望の場合には、10月以降に記入されたものに限ります。)
就労 (自営業の場合)	・ 就労証明書 ← 保護者本人による記入 ※新規に自営業を開始した等の場合は、事業を開始した旨を証明する書類の提出が必要になる場合があります。
長期疾病・障がい	状態により以下のいずれかまたは両方 ・ <u>医師の診断書(申請日以前6か月以内に発行されたもの)</u> の写し ※病名等のみでなく、育児が困難である旨が書かれているもの(写しでも可) ・ 身体障害者手帳等の写し
休職中	・ <u>就労証明書</u> ← <u>就労先の事業所</u> による記入、休職期間を記載したもの。復職された際に、就労証明書の再提出が必要になります。
看(介)護中	・ 看(介)護を受けられている方の <u>介護保険被保険者証・身体障害者手帳・医師の診断書(申請日以前6か月以内に発行されたもの)等の写し</u>
就学中	・ <u>学校教育法に定める学校、または職業訓練施設等で発行された在籍証明書</u> (又は学生証明書の写し) ・ 時間割等 ← カリキュラムの時間帯や曜日等がわかるもの
求職中	・ 求職活動状況のわかるもの ← お持ちの場合は、ご提出ください。
出産予定	・ <u>母子健康手帳の写し</u> (母親の名前と出産予定日が記載されたページ)
育児休業中	・ <u>就労証明書</u> ← <u>就労先の事業所</u> による育休期間の記入 復職された際に、就労証明書の再提出が必要になります。

※就労証明書は、保育園・幼稚園・学童保育クラブで統一しています。記入後にコピーを取っていただき、ご提出いただけます。(複数の申請がある場合は、いずれかで必ず原本の提出をお願いします。)



《申請にあたっての注意事項》

- ① 提出書類に事実と異なった記載事項があった場合には、入所審査の対象外または入所の取り消しとなる場合があります。
- ② 就労証明書の内容について、就労先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ③ 提出書類は、お返しできませんのでご了承ください。
- ④ 申請後、提出書類の住所・電話番号・勤務先等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を連絡してください。
- ⑤ 提出書類は、ボールペンで記入してください。(消えるボールペン不可)
- ⑥ 修正テープは使用禁止です。訂正の場合は、二重線で訂正ください。
- ⑦ 入所する学童保育クラブは、原則児童の居住する地区の学童保育クラブとなります。地区外や町外の小学校に在籍している児童については、子育て応援課保育・幼稚園係までご相談ください。地域外通学の理由によっては、学童保育クラブをご利用できない場合もあります。
- ⑧ 障がいのある児童の入所申請については、申請書に障がいの度合いや状況(軽度・中度または医師による診断書等)を詳しく記入してください。

瑞穂第四小学区にお住まいの方へ

瑞穂第四小学区には2施設の学童保育クラブ(瑞穂第四小学童保育クラブ・瑞穂西松原学童保育クラブ)があります。

入所申請については原則希望制としますが、最終的な入所決定は、皆様のお住まいの地域、通学路、両学童の定員や学年のバランス等を考慮したうえで、町の判断により行います。したがって、必ずしも希望した学童に入所とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

これは、現在学童保育クラブに在籍し、継続して申請される皆様にも同様となります。

瑞穂町に転入される保護者の方へ

瑞穂町に転入予定の方も、入所の申請をすることができます。

【申請時の注意】

申請書類の住所については、それぞれ以下を確認してご記入ください。

- ・ 入所申請書の申請者(保護者)→現在お住まいの住所
- ・ 入所申請書の上部余白に、引越し先の住所と連絡先(携帯電話など必ず連絡が取れるもの)と引越し予定日を記入してください。また、引越しのご予定を証明できる書類(住宅購入の契約書や賃貸契約書)のコピーを添付してください。
- ・ 就労証明書→就労先の事業所による記入なので、新旧どちらかの住所で構いません。

※転入予定の方で、まだ転居先や転居日が未定の方は事前に必ずご相談ください。

3 入所の審査結果

- (1) 入所（4月1日入所）が決まった児童については、2月中旬頃から順次入所承認通知書を郵送します。
- (2) 学童保育クラブの状況により、待機となった場合は、入所保留通知書を郵送します。入所可能になった時点で、順次お知らせします。
- (3) 入所の可否の決定において、入所させることが不相当と認めたときには入所却下通知書を郵送します。

4 入所期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※学童保育クラブの入所は年度ごとの申請が必要です。

以下の要件で入所された方は例外となります。

- ◆ 求職中→ 最大3か月（当期間内に就労証明書の提出がない場合は退所になります。）
- ◆ 出産および育児休業→ 入所要件の期間
- ◆ 長期疾病中および就学中→ 提出書類に記載された期間

5 開所時間

通常日	下校時間～午後6時
学校休業日 春・夏・冬休み期間中 学校の振替休日 ※学年による振替休日（修学旅行等）は一日保育を行いません。通常日と同様になります。	午前8時30分～午後6時

※学校での運動会開催日は、学童保育クラブは終日休所となります。また、運動会が延期となった場合についても当日の学童保育クラブは休所となります。

※希望者には延長保育（午後6時から午後7時まで）の制度があります。詳細については入所承認通知書に同封します。

6 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。なお、災害や学校の休校等の理由により臨時休所する場合があります。

7 入所説明（動画配信）

通常入所が決定した児童の保護者を対象に、NPO法人わかばのHPに入所説明動画を掲載しています。詳しいご案内は、入所承認通知書に同封します。

初めて学童保育クラブをご利用になる方は、必ずご視聴ください。（今までに、学童保育クラブをご利用されている場合は、任意視聴で構いません。）

8 育成料及び行事費の納入



(1) 育成料 **月額4,000円**

学童保育クラブへの出欠に関わらず、在籍している限り納付が必要です。1か月の出席が全くない場合でも、育成料がかかりますのでご了承ください。

～学童保育クラブ育成料は必ず納入してください～

学童保育クラブの運営は、国や都からの交付金、町の負担及び保護者に納めていただく育成料等で運営しており、学童保育クラブ育成料納入が滞ることにより、運営そのものに支障が生じることとなります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内に必ず納入してください。

※滞納があった場合、担当者から連絡及び収納推進員がご自宅を訪問させていただきます。



(2) 行事費 **月額1,500円**

行事費は、おやつ代や学童保育クラブで実施する年間行事（お誕生日会やクリスマス会）等で使わせていただきます。

※滞納があった場合、NPO法人わかばから連絡させていただきます。

9 育成料及び行事費の納入方法

(1) 育成料

- ・ 納入方法は原則口座振替です。入所承認通知書を郵送する際に、口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、指定の金融機関へ提出してください。
- ・ 指定口座からの引き落とし日は、下記のとおりとなりますので、事前に指定口座への入金及び残額確認をお願いします。
- ・ 同一世帯で、在籍する児童が2人以上いる場合は、児童数の分だけ口座振替依頼書の提出が必要です。

<口座振替依頼書の指定金融機関>

西武信用金庫本支店	青梅信用金庫本支店	多摩信用金庫本支店
西多摩農業協同組合本支店	ゆうちょ銀行・郵便局	

令和6年度 学童保育クラブ育成料の引き落とし日 ※祝日の設定により変動する場合があります。

4月分→4月30日	8月分→9月2日	12月分→12月25日
5月分→5月31日	9月分→9月30日	1月分→1月31日
6月分→7月1日	10月分→10月31日	2月分→2月28日
7月分→7月31日	11月分→12月2日	3月分→3月31日

※期間限定入所（サマー学童）の育成料引き落とし日は7月31日（予定）です。

(2) 行事費

行事費については、所属する学童保育クラブに毎月直接納入していただきます。

10 育成料の減免

- ① 同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目以降は月額2,000円になります。
- ② 生活保護世帯や令和5年度の区市町村民税が非課税の世帯は、免除になります。

- ・ ①または②に該当する場合は、学童保育クラブ育成料減免申請書を提出してください。提出のない場合は減免の対象になりません。申請は、毎年度必要です。
- ・ 令和5年1月2日以降に瑞穂町へ転入された方は、前住所地の区市町村長発行の令和5年度住民税課税（非課税）証明書を必ず添付してください。
- ・ 減免措置は申請のあった月の翌月から適用されます。また審査の結果、減免措置が適用されない場合があります。

11 変更手続き

学童保育クラブ入所申請書類の内容について、在籍中に世帯内容や住所など変更があった場合は、学童保育クラブ申請事項変更届にその内容を記入し、新たな証明書等を添付して直ちに各学童保育クラブまたは子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。特に求職活動中で申請をされている方は、就労先が決まり次第、就労証明書を提出してください。

保護者が退職された場合、入所要件に該当しないため、入所の取り消しとなります。入所を継続するためには、求職活動申告書等の提出が必要です。

なお、就労証明書等の内容を勤務先等に確認する場合があります。

12 退所及び入所の取り消し

(1) 退所

学童保育クラブは、途中で退所することができます。退所をする場合は、退所届を子育て応援課保育・幼稚園係または学童保育クラブに退所を希望する月の末日までに提出してください。

※注意 退所日は遡ることができません。退所届の提出がない場合、育成料がかかります。退所届の提出が翌月1日以降になった場合には、その月の育成料もかかります。

(2) 入所の取り消し

以下に該当する場合は、学童保育クラブの入所の取り消しとなります。その場合、入所承認取消通知書を郵送します。

- ①対象とする児童及び保護者が、定められた入所要件を欠くに至ったとき。
- ②入所の申請手続き及び申請内容等に、偽りがあったとき。
- ③児童や支援員に対する迷惑行為及び支援員の指示に従わない等、学童保育クラブでのルールを守らず、その後も改善が見られなかったとき。

13 学童保険

学童保育賠償責任保険及び学童保育児童傷害保険に加入しています。

学童保育児童傷害保険

<適用範囲>

- ・ 学童保育クラブ施設内での活動中
- ・ 学校の下校時から学童保育クラブまでの経路上及び学童から自宅までの経路上
(土曜日等の一日保育の場合は自宅から学童保育クラブまでの往復経路上)



※経路途中で友人宅やお店等に立ち寄るなどで、通常の帰宅経路を変更した場合には、その時点で保険が適用除外されますのでご注意ください。

<補償額及び保険料>

- ・ 該当する傷害状況により医療機関に通い、手当を受けた場合に適用されます。
- ・ 補償内容は、令和5年度実績で「通院保険（日額1,000円）、入院保険（日額1,500円）、手術保険（入院中の手術は入院保険日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険日額の5倍）、死亡・後遺障害保険（1,190,000円）：事故の日からその日を含め180日以内が適用」となります。この保険額については令和6年度も同じ内容となる予定（変更となる場合もあります）です。この保険の適用にあたっては、保険会社の判断となりますのでご了承ください。

14 メール配信サービス

瑞穂町学童保育クラブでは、メール配信サービスを利用した保護者の方への災害時の緊急連絡や、学級閉鎖時の対応等のご連絡をさせていただきます。学童保育クラブへ入所が決定した際には登録をお願いします。登録方法などについては入所承認通知書に同封します。



15 期間限定入所（サマー学童）

瑞穂町学童保育クラブでは夏季休業期間を対象とする期間限定入所（サマー学童）を実施しています。（入所期間は、各小学校の夏季休業期間です。）授業時間が長く、平日の利用が少ない高学年の児童はこちらへの申請をお勧めします。

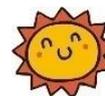
定員は各施設概ね 10 名です。利用金額は育成料 5,000 円と行事費 1,900 円です。（育成料及び行事費は、夏季休業期間を 30 日間と想定し、計算した金額です。入所期間によっては、金額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。）

入所申請受付期間は通常学童保育クラブと同様の期間で受け付けます。

※期間限定入所専用の入所申請書（黄色）で申請してください。

※保育内容については通常学童保育クラブと同様です。

※入所決定通知は 4 月上旬（それ以降は 6 月下旬）頃、入所に関する詳細は 6 月下旬頃にご連絡します。



16 その他

（1）学校閉鎖及び学級閉鎖について

健康上の配慮からの閉鎖なので、該当する児童は学童保育クラブも登所できません。この場合は、学校から各学童保育クラブへ連絡がありますので、保護者の方からの欠席の連絡は不要です。

（2）緊急時の休所について

警戒宣言発令や自然災害等の影響で、小学校が休校になった場合は、学童保育クラブも休所になります。あらかじめ休校がわかっている場合は、特に休所の連絡をしない場合もありますのでご了承ください。台風の接近等により、学校が途中下校となる場合には、状況に応じメール等で保護者の方に連絡します。

◎本入所案内の 1 ページ（関連条例等）記載の条例は、「瑞穂町ホームページ」で見ることができます。



学童保育クラブ案内図

☆ あすなる学童保育クラブ ☆
(五小学区)

住所 〒190-1211
瑞穂町大字石畑1837番地
(あすなる児童館内)
電話 042-556-0181

この地図は、瑞穂町大字石畑1837番地の「あすなる学童 あすなる児童館」の位置を示しています。青梅街道と残堀川が交差する付近にあり、第一小学校の近くにあります。周辺の施設として、御嶽神社、石畑保育園、役場、JA、青梅街道、残堀川、第一小学校、石畑上駐在所、武蔵村山、至青梅が示されています。

☆ あすなる学童保育クラブ分室 ☆
(一小学区)

住所 〒190-1221
瑞穂町大字箱根ヶ崎2287番地
(第一小学校東校舎3F)
電話 042-557-0080

この地図は、瑞穂町大字箱根ヶ崎2287番地の「あすなる学童分室 (第一小学校東校舎3F)」の位置を示しています。第一小学校の東校舎3階にあり、校舎、職員室、体育館、プールが隣接しています。青梅街道と箱根ヶ崎駅が近くにあります。周辺の施設として、JA、校門、職員室、体育館、プール、あすなる学童分室 (第一小学校東校舎3F)、校門、新青梅街道、至青梅、至武蔵村山、石畑上駐在所、至箱根ヶ崎駅が示されています。

☆ 瑞穂第二小学童保育クラブ ☆
(二小学区)

住所 〒190-1232
瑞穂町長岡一丁目38番地1
電話 042-556-5312

この地図は、瑞穂町長岡一丁目38番地1の「二小学童」の位置を示しています。第二小学校の近くにあります。青梅街道と長岡駐在所が近くにあります。周辺の施設として、第二小学校、青梅街道、長岡駐在所、東善院、若草公園、下野公園、二小学童、至青梅、至武蔵村山が示されています。

☆ 瑞穂第三小学童保育クラブ ☆
(三小学区)

住所 〒190-1201
瑞穂町大字二本木676番地1
電話 042-556-2710

この地図は、瑞穂町大字二本木676番地1の「三小学童」の位置を示しています。第三小学校の近くにあります。青梅街道と国道16号が近くにあります。周辺の施設として、三小学童、二本木公園、元狭山コメセン、JA、元狭山神社、旧日光街道、国道16号、新道166号(旧国道16号)、至青梅、至所沢、至川越、至八王子が示されています。

☆ 瑞穂第四小学童保育クラブ ☆
(四小学区)

住所 〒190-1214
瑞穂町むさし野一丁目5番地
電話 042-554-7717

この地図は、瑞穂町むさし野一丁目5番地の「四小学童」の位置を示しています。第四小学校の近くにあります。国道16号とJR八高線が近くにあります。周辺の施設として、町営第2グラウンド、第四小学校、武蔵野駐在所、むさしの保育園、武蔵野コメセン、四小学童、至羽村、至福生、至八王子、至川越、国道16号、JR八高線が示されています。

☆ 瑞穂西松原学童保育クラブ ☆
(四小学区)

住所 〒190-1223
瑞穂町箱根ヶ崎西松原25番地6
電話 042-556-6787

この地図は、瑞穂町箱根ヶ崎西松原25番地6の「西松原学童」の位置を示しています。第四小学校の近くにあります。国道16号と町営第2グラウンドが近くにあります。周辺の施設として、西松原学童、松原中央公園、町営第2グラウンド、第四小学校、至羽村、至八王子、至箱根ヶ崎駅、至川越、国道16号が示されています。

☆特定非営利活動法人わかば☆

住所 〒190-1221 瑞穂町大字箱根ヶ崎2434-10

TEL 042-557-8651

FAX 042-513-8208

<https://wakaba115.com/>

(瑞穂町学童保育クラブ運営受託法人)

